

---

プロジェクト	「見積りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定め が明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する 開示
項目	第 35 回ディスクロージャー専門委員会及び第 427 回企業会計基準 委員会で聞かれた意見及び対応案（見積りの開示）

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、「見積りの不確実性の発生要因」に関する開示に関連して、第 35 回ディスクロージャー専門委員会（2020 年 3 月 9 日開催）（以下「第 35 回専門委員会」という。）及び第 427 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 11 日開催）で議論した項目について、聞かれた主な意見及び対応案をまとめたものである。

## ASBJ 事務局の提案及び聞かれた意見

### 寄せられたコメント及びそれらに対する対応案

#### 【ASBJ 事務局の提案】

2. ASBJ 事務局は、第 34 回専門委員会（2020 年 2 月 20 日）及び第 426 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 25 日開催）での議論を踏まえて、コメント対応表の修正を提案した。

#### 【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

3. 特に意見は聞かれなかった。

#### 【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】

#### 翌年度の財務諸表に与える影響として記載すべき内容がわかりづらいとのコメント に対する対応案に関する意見

4. 論点の項目 13) <sup>1</sup>のコメントにて、実際に翌年度の財務諸表に与える影響として何を記載したらよいかのわかりづらいため追加の記載を求めていることに対して、現状では対応できていないように思われる。

#### (対応案)

開示目的に照らし、本会計基準が対象とする会計上の見積りの開示の対象は、  
会計上の見積りを行った時点で入手した見積りの基礎となる情報の不確実性に

---

<sup>1</sup> 第 35 回専門委員会 資料(2)参考資料及び第 427 回企業会計基準委員会 審議事項(3)参考資料 1 のコメント対応表の関連箇所は、別紙 2 を参照。

起因する、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクのあるものに関する当該リスクが翌年度の財務諸表に及ぼす影響であることを記載した。コメント対応表論点の項目 13) を参照。

## 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の文案

### 【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】

#### ASBJ 事務局の修正案に同意するとの意見

- ASBJ 事務局の提案する修正案に同意する。「翌年度の」又は「翌年度以降の」財務諸表に重要な影響を及ぼすという表現は「翌年度の」を維持することとなったが、他の部分を修正していることや、IAS 第 1 号とも同じ表現となっていることに鑑みて問題ない表現になっている。

#### (対応案)

ASBJ 事務局の提案に同意する意見である。

#### 市場価格の変動による不確実性は本会計基準による開示の対象となるのかについて明確化を求める意見

- 基準文案第 17 項<sup>2</sup>の「なお、会計上の見積りが時価の算定に関するものである場合、見積り時点以降の時価の変動は見積りと実績との差異に含めない」の記載の意図がわかりづらく、将来の市場価格の変動の部分を仮定して見積ることについても、本会計基準による開示の対象とはならないという誤解を招く恐れがある。基準文案第 5 項及び第 25 項に、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は本会計基準による開示の対象ではない旨が記載されており、そちらで十分理解できると考えられるため、第 17 項のなお書きは削除したほうが良いのではないか。
- 金融商品の「時価」は比較的イメージしやすいが、資産の売却価格を「時価」と言うことがあったり、棚卸資産の正味売却価額も「時価」の一種と考えられるため、混乱が生じないかを懸念する。

#### (対応案)

開示目的における、見積りと実績の差異の文言の記載が混乱を招いていることを考慮し、関連する記載をすべて削除した。

<sup>2</sup> 第 35 回専門委員会 資料(2)-1 及び第 427 回企業会計基準委員会 審議事項(3)-2 でお示した基準文案の関連箇所は、別紙 1 を参照。

修文に関する意見

8. 基準文案第 23 項が「一方、」で始まることに違和感がある。

**(対応案)**

前回専門委員会及び企業会計基準委員会に示した資料から第 22 項を削除しており、結果として、ご指摘の段落を「一方」で始めても特段の違和感はないものとする。

**【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】**

開示目的の修文案に対する意見

9. 基準文案第 4 項の開示目的について、内容的には公開草案から大きく変わっていないと理解しているものの、記載自体は大きく変わっているので説明を加えるべきではないか。

**(対応案)**

ご指摘を踏まえ、また、追加した文言の解釈に起因した混乱を生じさせていることを鑑み、追加した文言を削除した。

10. 基準文案第 4 項の「見積りの不確実性に起因する見積りと実績との差異又は見積りの更新による差異が翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす」のうち、下線部は範囲を厳密にするために追加した修飾であるが、大局的に理解するうえでは無い方がよい。開示目的であるため厳密な定義とするのであれば、結論の背景の方に移してはどうか。

**(対応案)**

第 9 項に対する対応案を参照。

本会計基準による開示対象とする範囲が IAS 第 1 号第 125 項と整合していないのではないかとの意見

11. 基準文案第 4 項の「翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク」という記載は、IAS 第 1 号第 125 項と意味合いが異なるのではないか。基準文案では遡及修正するようなものは開示の対象に含まれないことが想定されているが、IAS 第 1 号第 125 項の記載では、「翌年度の財務諸表」ではなく、「翌事業年度中に資産及び負債の帳

簿価額に重要性のある修正を生じる」とされているため、当年度末の見積りに対して翌年度中に修正が発生することも含まれていると考えられる。

12. 基準文案第 22 項では見積りの変更を行った場合の影響は含まないとされているが、IAS 第 1 号第 125 項に整合させるならば含むのではないか。
13. IAS 第 1 号第 125 項では、会計方針の変更又は見積りの変更による影響は開示の対象から除外されておらず、実際にはこれらが取り扱われる可能性も高いのではないかと考えている、その点からも、基準文案は IAS 第 1 号第 125 項と整合していないのではないか。

**(対応案)**

頂いた意見に対応し、開示目的の修文を削除するとともに、第 22 項も削除した。なお、IAS 第 1 号第 125 項が取り扱うのは見積りの不確実性の発生要因であり、会計方針の変更及び見積りの変更に関しては、IAS 第 8 号で取り扱われている。

**本会計基準における開示対象を明確にすべきとの意見**

14. 「見積りと実績との差異」というと、見積り時点で想定していなかった将来事象による差異も含まれるものと考えられるものの、基準文案では「見積りの不確実性に起因する」と限定されているため、それは対象とならないと理解している。その方向性自体は賛成するが、「不確実性」という用語が、見積りという行為自体の不確実性なのか、見積り対象に存在する不確実性なのかがわかりにくいように思われる。

**(対応案)**

基準文案では「会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するもの」としていることから、算出される金額の不確実性を指していることは理解できると考えられる。

15. 過去の議論において、米国会計基準の Topic 275(Risk and Uncertainties)が参考として提示されていたが、当該会計基準では、見積りの変更が起こる可能性が高い場合は開示することが求められているため、本会計基準とは性質が異なるものである。

**(対応案)**

Topic 275 に関しては、本会計基準の開発にあたり IAS 第 1 号第 125 項を参考とするという方向性を定める前に参考として提示したものであるため、現在は Topic 275 の要素は基本的に取り入れていない。

**「公表にあたって」の文案****【第 35 回専門委員会で聞かれた意見】****「未適用の会計基準等に関する注記」に関する記載についての意見**

16. 未適用の会計基準等に関する注記の取扱いに関する記載が、「改正企業会計基準第 24 号（略）の公表に伴い」（下線は ASBJ 事務局追加）となっているため、これまで開示が不要であったものが、改正企業会計基準第 24 号を公表したことにより、開示が必要になったと解釈できてしまう。これまでも、開示が不要であるとは考えていなかった企業もあるため、そのような企業を念頭に置き、彼らが混乱しないような記載ぶりとすべきである。

**(対応案)**

過去に公表した企業会計基準第 24 号の公開草案（企業会計基準公開草案第 33 号）に対するコメントへの対応として、専ら表示及び開示に関する会計基準は、未適用の会計基準等に関する注記の対象外となると考えられる旨を記載している。そのため、これまでは対象となる会計基準等は極めて限定的であったものの、一般的には開示が不要であったと解釈されていたと考えられたことからこのような記載ぶりとしたものであり、文案のままとする。

17. 「改正企業会計基準第 24 号第 22-2 項（未適用の会計基準等の注記）を準用し、次の事項を注記することが適切と考えられます」の記載について、まだ適用されていない基準に対して「準用」という表現を用いることに違和感がある。「改正企業会計基準第 24 号第 22-2 項（未適用の会計基準等の注記）の趣旨に鑑み」という表現でよいのではないか。

**(対応案)**

当該表現を用いた趣旨は、改正企業会計基準第 24 号の原則的な適用時期は、2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表としており、それ以前に「適用」することはできないと考えたためである。現状、「類推適用し」と修文している。

**修文に関する意見**

18. 「■開発にあたっての基本的な方針」に関して、「原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとした。」の記載はまだ理解できるが、その前にある「個々の注記を拡充するのではなく」の記載は、これまでの議論を知らない人が読むと理解できないと考えられるため、修文を検討してほしい。

**(対応案)**

指摘を踏まえ修文した。

19. 「■ 会計上の見積りの開示目的」及び「■開示目的」に分割して記載されているが、会計基準の要約のようには思えなかった。わかりやすさの観点から両者を統合して記載することを検討してはどうか。

**(対応案)**

指摘を踏まえ修文した。

**【第 427 回企業会計基準委員会で聞かれた意見】****公開草案からの変更点に言及すべきとの意見**

20. 公開草案からの議論の経緯を丁寧に記載し、よりわかりやすくするために変更したことを説明した方が、わかりやすいのではないか。

**(対応案)**

公表にあたっては、基準の概要を説明することを目的としている。公開草案からの変更点で重要なものについては、第一義的には基準の結論の背景で説明されることとなる。

**実務を行うにあたっての考え方を整理できるような記載の追加を求める意見**

21. 本資料の第 10 項の指摘を反映することが難しい場合は、作成者が実務を行うにあたり頭の整理ができるよう、①見積りの項目があれば基本的に、まず開示することを考える、②ただし、何でも開示するわけではなく、重要な影響を与える、利用者にとって有用性のある情報を開示する旨の説明を「公表にあたって」に追加してもらえるとありがたい。

**(対応案)**

第 20 項に対する対応案の記載を参照。基本的には、公表にあたっては基準の説明であり、そこでのみ新たな情報を示すものではないと考えている。

以上

第 35 回専門委員会及び第 427 回企業会計基準委員会にてお示した基準文案  
(関連する項のみ抜粋)

(HP では非公表)

第35回専門委員会及び第427回企業会計基準委員会にてお示ししたコメント対応表  
(関連する箇所のみ抜粋)

(HPでは非公表)